

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1471号から第1481号まで)

平成29年11月24日

横情審答申第1471号から第1481号まで

平成29年11月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年11月22日建建安第896号、平成28年11月22日建建安第897号、平成28年12月14日建建安第1011号、平成28年12月14日建建安第1012号、平成28年12月14日建建安第1015号、平成28年12月14日建建安第1016号、平成29年2月9日建建安第1227号、平成29年3月2日建建安第1369号、平成29年3月2日建建安第1372号及び平成29年3月31日建建安第1553号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」ほかの別表2に示す行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」（以下「文書1」という。）及び「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、別表3に掲げる日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

なお、本件審査請求は11件の審査請求からなり、諮問件名の一覧は別表1のとおりである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 文書1は、旭区白根の特定の土地に所在する物置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反しているため、適法な状態とするよう所有者へ勧告し、是正計画や事情等を聞くための来庁日時を通知することを決定するための文書である。

文書2は、上記の来庁日時を通知した文書の写しである。

- (2) 文書1のうち、個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し非開示とした。また、非開示とした部分は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (3) 文書2のうち、個人の名前、住所及び所在地は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し非開示とした。また、非開示とした部分は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が黒塗り隠ぺいする意図は横浜市行政の実力だから仕方が無いと理解できるが、横浜市行政の失態を隠ぺいすることは行政犯罪である。
- (3) 実施機関は個人の名前他を黒塗り隠ぺいした上で、「行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障しています。」や第34条を適用せずに、黒塗りを施し一部開示されるとは悪質である。条例の適用どおり、情報公開法に基づき全部開示を実施することが妥当と考える。
- (4) 審査請求人が実施機関の弁明回答に関する文書一式の写しを開示請求したところ、実施機関は、開示請求文書に対する一部開示決定通知書は標題を異にし、文書の連結を阻止し、隠ぺいすることにより訴訟を妨害している。

また、他の開示請求案件でも請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通りの文書原議一式写しを開示するよう求める。

- (5) 実施機関は、公開を原則とする条例第3条、第5条、第10条、第34条等をも無視し、請求文書の開示を黒塗りし拒み続け、正当な文書開示が無く隠ぺいされている。

#### 5 審査会の判断

- (1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合には建築局建築指導部建築情報課（平成22年度から平成28年度まで。平成29年度以降は建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（平成22年度から平成28年度まで。平成29年度以降は建築局建

築指導部建築指導課。以下「建築安全課」という。)へ提供して相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、本件審査請求文書が作成された平成20年度当時は、平成17年度に都市計画局と建築局が再編成され、都市整備局とともに新設されたまちづくり調整局が本件建築相談に係る事務を所掌しており、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書のうち文書1は、旭区白根の特定の土地に所在する物置について、建築基準法に違反しているため、適法な状態とするよう所有者へ勧告し、是正計画や事情等を聞くための来庁日時を通知することを決定した伺文書であり、文書2は文書1に基づき及び日時を通知した文書の写しである。

実施機関は、文書1のうち個人の名前、住所及び写真上の車のナンバープレート等並びに文書2のうち個人の名前、住所及び所在地について、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当したと説明している。

(3) 本件処分に係る実施機関からの説明

本件処分に係る状況について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 審査請求人は、実施機関に対し、横浜市行政の失態を隠ぺいするために黒塗りと主張しているが、そのような事実はなく、実施機関が黒く塗抹した部分は、条例に基づき開示、非開示等を判断した結果、非開示情報に該当する部分である。

イ 審査請求人は、同一の行政文書を対象として、約5か月間に開示請求及び審査請求を5回繰り返しているが、この間に、特定した対象行政文書について特段の事情の変化も認められないことから、個人の名前、住所及び写真上の車のナンバープレート等について非開示とするなど、開示、非開示については同一の判断をしている。

ウ 審査請求人は、文書1の一部を含む「建築相談票・引継票（平成20年10月21日）」について、既に関示請求及び審査請求を行っており、当該審査請求に対して横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日。以下「先例答申」という。）で判断がされている。

これらの本件審査請求と重複する部分については、先例答申から特段の事情の

変化も認められないことから、開示、非開示については先例答申と同一の判断をしている。また、重複していない部分についても、条例に基づき判断している。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

イ 本号本文に該当するとして実施機関が黒く塗抹し非開示とした個人の名前、住所及び写真上の車のナンバープレート等の部分について、審査会が見分したところ、次のとおりであった。

(ア) 文書1について、実施機関は、本件審査請求文書と先例答申の対象行政文書とで重複する部分については、先例答申と同様の箇所について本号本文に該当するとして非開示としている。当審査会が、先例答申以降の状況について確認したが、実施機関の対象行政文書の特定に誤りはなく、本件における開示、非開示の判断にあたって先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。よって、文書1のうち先例答申と同様の箇所については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2項第2号本文に該当する。

また、先例答申とは重複していない部分についても見分したところ、実施機関が非開示とした箇所は、本号本文に該当する。

(イ) 文書2のうち、実施機関が非開示とした個人の名前、住所及び所在地は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

(ウ) また、本件審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ したがって、本件審査請求文書に係る非開示部分については、本号に該当する。

(5) その他

ア 審査請求人は、実施機関は横浜市行政の失態を隠ぺいするために黒塗りしたと主張している。しかしながら、当審査会の役割は、実施機関からの情報公開及び個人情報保護に関する事項についての諮問に応じ調査審議し、その結果を当該実

施機関に答申するというものであり、審査請求人が主張するような実施機関の意図について判断する機能を有する機関ではない。

イ また、審査請求人は「条例の適用どおり、情報公開法に基づいて全部開示すべき。」と主張する。

この主張について、審査請求人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

ウ 審査請求人は、条例第34条に基づき開示すべきと主張するが、同条は開示請求者が条例第6条第1項第2号の行政文書の特定ができるよう、実施機関に情報の提供などを義務付けるための規定である。当該条文は開示、非開示とする対象や判断についての規定ではなく、実施機関に行政文書を特定するために有効な情報の提供を義務付けた当該規定を根拠に、非開示とされた情報について一律に開示すべきという審査請求人の主張は適当ではない。

エ そのほかに、審査請求人が公開を原則と主張する条例第3条、第5条及び第10条は、実施機関が保有する情報の公開に当たっての実施機関の責務、行政文書の開示請求をできるものの範囲及び実施機関に開示・非開示等の処分権限の付与並びに開示請求者に応答する義務を課すという趣旨を示した規定であり、これらに基づき開示されることが妥当という審査請求人からの主張もまた適当ではない。

オ 本件審査請求については、同一の行政文書を対象として、約5か月に5回の開示請求及び審査請求を繰り返している。審査請求人は、特段の事情の変化が無いにもかかわらず同一の行政文書について繰り返し開示請求及び審査請求を行っているが、このことは結果として実施機関の業務遂行の停滞を招いているといえる。

カ 審査請求人においては、これらの点について留意されたい。

## (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

## (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1 諮問件名一覧

答申番号	諮問件名
第1471号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1472号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1473号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1474号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1475号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1476号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1477号及び第1478号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書」の2件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1479号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1480号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1481号	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

別表2 本件審査請求文書

答申番号	分類	決定	本件審査請求文書
第1471号	文書1	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）
第1472号	文書2	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書
第1473号	文書1	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）
第1474号	文書2	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書
第1475号	文書1	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）
第1476号	文書2	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書
第1477号及び第1478号	文書2	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書
第1479号	文書1	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）
第1480号	文書2	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）の施行文書
第1481号	文書1	一部開示	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）

別表3 本件審査請求に係る開示請求日、審査請求日、開示等決定日ほか

答申番号 (諮問に係る 文書番号)	開示請求日	審査請求日	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
	決定	開示等決定日	諮問書及び弁明書 の写し受理日	審査請求人の 意見書受理日	
第1471号  (平成28年度 建建安第896号)	平成28年 7月19日	平成28年 10月24日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月5日	平成28年 11月22日	平成28年 12月26日	
第1472号  (平成28年度 建建安第897号)	平成28年 7月19日	平成28年 10月24日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月5日	平成28年 11月22日	平成28年 12月26日	
第1473号  (平成28年度 建建安第1011号)	平成28年 7月28日	平成28年 11月14日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月16日	平成28年 12月14日	平成29年 1月16日	
第1474号  (平成28年度 建建安第1012号)	平成28年 7月28日	平成28年 11月14日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月16日	平成28年 12月14日	平成29年 1月16日	
第1475号  (平成28年度 建建安第1015号)	平成28年 7月28日	平成28年 11月14日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月16日	平成28年 12月14日	平成29年 1月16日	
第1476号  (平成28年度 建建安第1016号)	平成28年 7月28日	平成28年 11月14日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月16日	平成28年 12月14日	平成29年 1月16日	
第1477号 及び第1478号 (平成28年度 建建安第1227号)	平成28年 12月9日	平成29年 1月10日	平成29年 2月28日 第300回	平成29年 2月24日 第309回	平成29年 2月16日 第208回
	一部開示	平成29年 1月6日	平成29年 2月9日	平成29年 3月13日	
第1479号  (平成28年度 建建安第1369号)	平成28年 12月6日	平成29年 1月31日	平成29年 3月28日 第301回	平成29年 4月4日 第311回	平成29年 3月16日 第210回
	一部開示	平成28年 12月22日	平成29年 3月2日	平成29年 4月3日	
第1480号  (平成28年度 建建安第1372号)	平成28年 12月6日	平成29年 1月31日	平成29年 3月28日 第301回	平成29年 4月4日 第311回	平成29年 3月16日 第210回
	一部開示	平成28年 12月22日	平成29年 3月2日	平成29年 4月3日	

第1481号	平成29年 2月20日	平成29年 3月13日	平成29年 4月25日 第302回	平成29年 4月27日 第313回	平成29年 4月20日 第212回
(平成28年度 建建安第1553号)	一部開示	平成29年 3月10日	平成29年 3月31日	平成29年 4月3日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年7月14日 (第318回第二部会)	・ 審議
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・ 審議
平成29年9月22日 (第322回第二部会)	・ 審議
平成29年10月13日 (第323回第二部会)	・ 審議

※答申別の弁明書の写し及び意見書の受理日等については、別表3のとおり